

お 知 ら せ

平成 23 年 3 月 3 日
出 納 局 契 約 課

舗装工事の入札参加登録は、舗装工事業の建設業許可があり、経営事項審査を受け、総合評価値通知書に総合評価値が記載されていれば、入札参加登録することができます。ただし、入札参加登録申請時において、アスファルト舗装工事のみ自社施工の可否を確認しております。

登録申請時における自社施工の可否についての確認は、発注する際の参考として確認しているものです。なお、入札公告で自社施工の条件が付された入札においては、発注者が落札候補者の自社施工の可否を確認することとなっていることから、入札参加登録申請時に自社施工できない旨の届出をなされた業者の方でも、開札時に自社施工ができる場合は、入札に参加することができます。

また、入札参加登録申請時のアスファルト舗装工事の自社施工の可否の届出に変更（自社施工可能→自社施工不可能：自社施工不可能→自社施工可能）が生じた場合は、お手数でも、変更届を提出してくださるよう御協力願います。

——— 自社施工の条件については、以下のとおりです ———

①次の職員が常勤していること。

- ・ 舗装技術者
- ・ マカダムローラー運転手
- ・ タイヤローラー運転手
- ・ 補助作業員（レーキマン）

②常勤とは以下を満たすものをいう。

- ・ 標準報酬月額決定通知書へ名前が記載されている。
- ・ 住民税特別徴収税額通知書へ名前が記載されている。

③必要な業務資格

- ・ 舗装技術者（①又は②のいずれか）

① 1 級又は 2 級舗装施工管理技術者の試験合格者

②民間工事を除く舗装工事若しくは舗装を含んだ工事（下請けで行った工事も含む）に関し、直近 10 年間で 5 年以上の現場監督（現場代理人等）の経験年数（年度間最低 1 件以上を 5 年間以上）を有する者

※ただし、アスファルトフィニッシャーを用いた工事とする。

- ・ マカダムローラー運転手及びタイヤローラー運転手については、ローラー運転の業務特別教育修了証